

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 6 月 27 日

金 曜 日

第 3781 号

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 1
- 土砂災害特別警戒区域の解除 2
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 3
- 指定介護療養型医療施設の指定辞退 4

### 公 告

- 富山県共通事務業務委託に係る一般競争入札の実施

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第314号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成26年 6 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
深谷川	魚津市鹿熊の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第315号

土砂災害特別警戒区域の解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成26年 6 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
深谷川	魚津市鹿熊の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第316号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 6 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 沓掛生地線	黒部市出島字東島40番から 黒部市出島字東島 167番ま で	変更前	最大 9.2 最小 5.4	101.6	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後	最大 16.2 最小 6.7		
県道 上市水橋線	富山市水橋上桜木110番2か ら 富山市水橋上桜木113番2ま で	変更前	最大 9.8 最小 8.2	19.2	富山土木 センター 立山土木 事務所
		変更後	最大 10.0 最小 10.0		

### 富山県告示第317号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 沓掛生地線	黒部市出島字東島40番から 黒部市出島字東島 167番まで	平成26年6月27日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 上市水橋線	富山市水橋上桜木 110番2から 富山市水橋上桜木 113番2まで	平成26年6月27日	富山土木 センター 立山土木 事務所

**富山県告示第318号**

指定介護療養型医療施設の指定辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第48条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第 113条の規定により指定辞退の届出があったので、次のとおり同法第 115条第 2 号の規定により公示する。

平成26年 6 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号	1610211698	
指定辞退年月日	平成26年 6 月 20 日	
開設者	氏名又は名称	福田 完治
	主たる事務所の所在地	高岡市新横町1245
施設	名称	福田医院
	所在地	高岡市新横町1245

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**富山県共通事務業務委託に係る一般競争入札の実施**

富山県共通事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平26年 6 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 入札に付する事項****(1) 業務の名称**

富山県共通事務業務委託

**(2) 委託期間**

平成26年10月 6 日から平成29年 8 月 4 日まで

## (3) 委託業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 納品場所

富山県が指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(5)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号。以下「告示」という。）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第37条第 1 項に規定する認定を受けている者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が実施するプライバシーマークを付与されている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

(5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を 1 年以上にわたり相当量完了した実績を有していること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札書及び別に定める提出書類を入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課総務係

電話 076-444-9665 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年6月27日から7月16日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年7月2日 午後3時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成26年7月17日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年7月24日 午後2時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、委託期間である平成26年10月6日から平成29年8月4日までの間の委託金額の総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) その他詳細は、入札説明書による。

